

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.12

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 TMI総合法律事務所
弁護士 齊藤 拓史

【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階

【報告義務発生日】 平成26年8月1日

【提出日】 平成26年8月5日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社SJI
証券コード	2315
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(英領ヴァージン諸島法に準拠して設立された会社)
氏名又は名称	デジタル・チャイナ・ソフトウェア・(ピーブイアイ)・リミテッド (Digital China Software (BVI) Limited)
住所又は本店所在地	英領ヴァージン諸島、トルトラ、ロード・タウン、オフショア・インコーポレーションズ・センター、私書箱957号 (P.O.Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成14年2月13日
代表者氏名	郭 為
代表者役職	取締役
事業内容	投資事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 齊藤 拓史
電話番号	03-6438-5511

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	12,380,700		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 12,380,700	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		12,380,700
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年6月27日現在)	V	82,779,900
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		14.96
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		16.58

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成26年7月8日	株券(普通株式)	1,522,200	1.84	市場内	処分	
平成26年7月29日	株券(普通株式)	951,200	1.15	市場内	処分	
平成26年7月30日	株券(普通株式)	1,100	0.00	市場内	処分	
平成26年8月1日	株券(普通株式)	1,344,800	1.62	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成25年10月1日に12,380,700株を株式分割により取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地